

## 産米増殖計画期の日本と朝鮮

近藤郁子

### はじめに

日本が朝鮮を植民地化しようとしたのはなぜだろうか。単にお隣の国だから、という理由だけだろうか。それは、アメリカも関係している。朝鮮とアメリカは1866年のシャーマン号事件以降、騒々しい関係が続いていたが、1882年5月に「朝米修好条約」<sup>(1)</sup>の締結により正常な国交が開かれるようになった。しかし、アメリカ大統領ルーズベルトが、後に駐米ドイツ大使となるシュテルンベルグに宛てた書簡<sup>(2)</sup>や、「桂・タフト秘密協定」<sup>(3)</sup>で、日本の朝鮮支配を全面的に承認したのである。

1910年8月の「日韓併合」から日本の敗戦=朝鮮の解放に至る45年8月まで、朝鮮は日本に支配されていた。統治政策の特徴からみた場合、大まかにいって、(1)「併合」から全民族的な「三・一独立運動」が勃発した19年までの「武断政治」の時期、(2)19年から30年までの「文化政治」の時期、(3)「満州事変」から、日中戦争・太平洋戦争へと続く、いわゆる15年戦争のもとで遂行された「皇民化」政策の時期、という3つの段階にわけることができる。朝鮮総督府が工業化政策を推し進めるようになるのは、30年代に入ってからのものであり、1920年代までは「産米増殖計画」に代表されるように農業政策一辺倒の政策が遂行された。

周知のように、日本では綿紡績業に牽引されて産業資本主義が確立したのであるが、その原料は日本棉ではなく、インド棉、中国綿、アメリカ棉に依存していたために、原棉を中心とする工業原料が日本の輸入貿易において圧倒的比重を占めていた。また、日本は19世紀以降、恒常的な食糧輸入国となり、輸入貿易の中で、食糧は原料に次ぐ重要な位置にあった。それゆえ、朝鮮総督府の農業政策も、併合当初から朝鮮内での食糧自給とともに、工業原料、食糧の輸移出、とりわけ移植のための改良増殖に最大の目的をおいたのである。しかし1910年代末においても、依然として降雨に依存する天然水田が大半を占めており日本の優良品種の普及や施肥の増施もそれほどの効果をもたらさず、その他の耕種法の改善も遅々として進展しなかった。これらのことが朝鮮米を日本へ移出するための制約条件になっていた。そこで1920年12月から実施した「産米増殖計画」は従来の耕種法の改善だけにとどまらず、大規模な灌漑改善、開墾・干拓などの土地改良業を前面に掲げた政策であった。

朝鮮総督府は「産米増殖計画」を、一方では日本の食糧・米価政策の根本的解決策と位置づけ、他方ではこの時期に直面した植民地支配体制の危機への対応策=植民地統治維持政策として位置づけていた。すなわち、朝鮮総督府は、この計画を通じて将来における朝鮮の食糧不足・米価騰貴に対処するとともに、植民地支配のための社会的支柱としての朝鮮の地主層を経済的に日本と結びつけ、彼らを取り込むことによって植民地支配体制を維持

しようとした。このように産米増殖計画は、日本の資本主義社会と地主制との間の矛盾が次第に顕在化し、しかも日本の帝国主義社会の植民地支配体制が危機に直面した時期に立案されたものである。その上それは植民地農業のみならず、日本の農業にも重大な経済的影響を及ぼすことになった。朝鮮における初めての本格的な植民地産業政策として日本の帝国主義史上きわめて重要な意義を示している。

この産米増殖計画が朝鮮植民地農業のみならず、日本の農業にも重大な影響を及ぼす原因は何かをつきとめたいと思い、産米増殖計画に焦点を当て、まず産米増殖計画立案の契機を植民地内部の要因と日本国内の要因との双方から探り、計画が朝鮮の農業部門にどのような影響を及ぼしたかについて調べた。

## 1. 米増殖計画期の朝鮮と日本

### (1) 1910年代の農業政策

朝鮮が日本の支配化に置かれた日韓併合から朝鮮総督府が工業化政策を本格的に推し進めるようになる1930年代までは、産米増殖計画に代表されるように農業政策一辺倒の産業政策が遂行された。

当時の日本は恒常的な食糧輸入国となり、それゆえ朝鮮総督府の農業政策も、併合当初から朝鮮内での食糧自給とともに工業原料、食糧の輸移出、とりわけ移出の改良の増殖に最大の目的をおいた。

植民地統治の第一期にあたる1910年代は、日本による朝鮮の植民地的再編期であり、その主軸となったのが土地調査事業(1910年3月～18年11月)である。この土地調査事業の目的は、土地所有権を確立することにより朝鮮総督府財政の財源としての地税を確立し、さらに地主的土地所有を擁護・育成することにあつた。さらにこの事業は農政的・勸農的性格を強く帯びていた。すなわち、地主層を単に支配的階級として育成するのではなく、日本帝国主義社会の要求に見合うような地主制を育成しようとした。

1910年代の植民地経営は、一連の日本による朝鮮植民地支配のための基礎事業(鉄道・道路・港湾などの整備)と、それに必要な財源確保のための官業経営(塩・煙草・人参などの専売業)に集中していたが、農業政策も小規模ながら植民地産業政策の中軸として遂行された。

周知のように、日本では綿紡績業に牽引されて産業資本主義が確立したのであるが、その原料は外国に依存したために、原棉を中心とする工業原料が日本の輸入貿易において圧倒的比重を占めていた。また、日本は19世紀末以降恒常的な食糧輸入国となり、輸入貿易の中で食糧は原料に次ぐ重要な位置にあつた。そのため朝鮮総督府の農業政策も、その目的を「食料品の生産を増殖すること、輸移入農産物に対しては出来得る限りこれが自給を図ること、内地及び隣接国に対し輸移出の見込みある産物はし、併合努めて生産の改良増殖を図り朝鮮内の消費を節約し輸移出額を増加することに重きを置く」と<sup>(4)</sup>当初ら朝鮮内での食糧自給とともに、工業原料・食糧の輸移出、とりわけ移出のための改良増殖に

最大の目的をおいたのである。そしてその実行にあたっては、きわめて武断的政策が強く、強制的に農事改良が押し進められていった<sup>(5)</sup>。

朝鮮総督府の農業政策は、穀物・綿花・産繭の三大農産物の増産政策として展開されていく。なかでも、産米増殖政策が農業政策の基調であり、この米を中心とした農業政策は 1)優良品種の普及、2)灌漑設備の改善、3)施肥料の増加、4)乾燥調整の改良であった。しかし 1910 年代の農業政策は日本の需要に適合させるための商品作物化政策であり、大規模な灌漑改善などの土地改良を行わなかったために、10 年代末その限界が露呈されてきた。

## (2) 1920 年代の産米増殖計画

1920 年 12 月から実施された産米増殖計画は従来の耕種法の改善だけにとどまらず、大規模な灌漑改善・開墾・干拓等の土地調査事業を前面に掲げた産米増殖計画であった。

ところでこの時期の朝鮮総督府の財政状況は、決してよいとはいえないが<sup>(6)</sup>、このような中で産米増殖計画が実施されたのは「米騒動」に象徴される、当時の日本が構造的に抱えていた食糧・米価問題に対処するためであった。しかし産米増殖計画が実施されたのは以上のような日本の食糧問題を解決するためでなく、朝鮮総督府が 1910 年代と 20 年代の交に直面していた日本の植民地支配体制の危機への対応策の重要な一環として位置づけたからであった。

ところで産米増殖計画は、1920 年代の「文化政治」と密接に関わっている。産米増殖計画の立案を「三・一独立運動」後の統治政策との関連をみると、次の二点があげられる。

まず第一に、将来さらに悪化が予想される朝鮮の食糧不足・米価騰貴に対してとられた措置であり、その意味で社会政策的性格を帯びていたということである。当時、朝鮮における米収穫高は安定していないにもかかわらず、人口は着実に増加していた。しかも、日本の一人当たり年間米消費量は一石を上回っていたのに対して、朝鮮人の場合は 0.7 石(1915 年～18 年平均)と少なかった。したがって何らかの対策を講じなければ、これまでの朝鮮総督府がとってきた農業政策、すなわち日本のための食糧供給地化政策を行わざるを得なくなり、朝鮮人の食糧事情をますます悪化させる。これを回避する手段として、大規模な水利灌漑事業を行って生産の安定化と増大をはかる必要があったのである。第一期計画では、増収約 900 万石のうち約 440 万石が朝鮮内での消費にあてられたのであるが、表 1 では朝鮮人の人口増加率が 1%、そしてその一人当たりの米消費量は 1917 年現在 0.63 石であったものが、毎年一升ずつ増加するものと仮定し、そのための消費増 440 万石(在朝鮮の日本人、その他の外国人の消費増を含む)を朝鮮内にあて、残りの 460 万石を輸移出にまわすとしたのが第一期計画であった。だがこの計画は言うまでもなく植民地支配体制の維持と言う方針から立案されたものであって朝鮮人のためにおこなったものではない。日本で勃発した米騒動は、当然朝鮮にも予想されることであった。事実、図 1 によれば 1910 年 7 月を 1 とする米価率<sup>(7)</sup>は 18 年以降かなり高い水準を示している。これは産米を集中した地主には有利に作用するが、米穀購買者である零細農民や小作農、非農家を圧迫する。

朝鮮総督府は三・一独立運動の衝撃を受けた直後であるだけに、朝鮮の人口増加と米消費増、さらにはこの時期に急増する日本の朝鮮米買い付けによってもたらされる食糧不足、およびそれに伴う米価の騰貴を深刻に受けとめていたにちがいない。

第二に、朝鮮の地主層を日本の植民地支配のための社会的支柱として育成する政策であったということである。朝鮮総督府は、朝鮮米の移出を急増させることによって正貨維持をはかり、また第一次世界大戦以降の日本の食糧、米価問題の解決に役立てると共に、それを達成する手段としての産米増殖計画を、植民地地主制を媒介として遂行することによって地主制を強行し、しかもそれを通じて産米を集中した地主層に、日本米穀市場の存在という有利な条件のもとで、移出のための米穀商品化を急激に展開することに利害をもたせ、それによって彼らの経済的基盤を朝鮮の内部市場にではなく、日本米穀市場に置かざるをえなくさせることが必要であった。それは植民地支配の社会的支柱を創出するためには、朝鮮の地主層が日本の帝国主義社会と共通の利害を持つことを通じて日本帝国主義社会に経済的に従属することが不可欠であったからである。朝鮮総督府が産米増殖計画を1920年代の産業政策の最重要課題としたのは、まさにこのためであった。

したがって産米増殖計画はこの時期に展開された民族分断支配の本質とする「文化政治」と密接な関係があり、文化政治の重要な一貫として位置づけられるべきものである。しかも産米増殖計画は、支配階級としての地主層に直接的な経済的な利害を与えるものであるだけに単なる行政上の文化政治よりも根本的な政策であり、むしろ文化政治を構築するための経済的基礎を与えるものであった。

### (3) 原内閣の食糧・米価政策

元来、米というのは小麦などと異なって国際的商品ではなく、主にアジアで生産、消費される地域的な商品にすぎない。それも日本を除いて多くの国は灌漑設備が不完全な外国ではそれだけ不作、凶作の程度が激しくて外国米を安価に輸入することができず、逆に日本で生産過剰のときは、日本の米価が外国に比べて常に高いために輸出することができなかった。このように日本の米穀は需要、供給ともに弾力性を欠いており、その価格騰落は他の穀物商品に比べて大きくならざるをえなかった。しかも日本では米が主要作物であると共に主要食糧であることから、その価格変動はきわめて大きかったのである。

第一次世界大戦期を含む1910年代は、とりわけ米価の変動が激しい時期であった。というのは、1910年以降騰貴傾向を示していた米価は、図2にも示されているように、13年から徐々に低下し始め、特に14年から16年にかけて低米価時代が続くが、16年秋から米価は次第に上昇し始め、それ以降騰貴を重ねるといった高米価時代を迎えるのである。しかもこの時期の米価騰貴で特徴的なことは図3に示されているとおり、これまで平均物価指数や平均賃金指数とほぼ平行に推移した米価指数が、1911~1913年と同様に、それらを大きく上回っていることである。そしてその後も、米価指数は常に平均物価指数を上回っているのである。

こうした米価変動に対して政府は主に流通面から対処するといった、随時的応急的な米価調整政策を採用していた。

しかし原敬内閣は、米価の大変動期に臨時応急的政策ではなく、永遠にわたる恒久的政策を打ち出そうとしたのである。原内閣は開墾助成法<sup>(8)</sup>や開墾会社の設立<sup>(9)</sup>によってかなりの産米増殖が見込まれるため、朝鮮産米増殖計画の必然性を認めつつも、その立案を絶対不可欠なものとはしなかった。

原内閣のこの時期の食糧問題に対処するための方策として植民地米の移入増加策が副次的な位置づけしか与えられなかったのは、当時の小作争議の激化に対処するためにも国内での開墾事業による食糧増産政策が自作農創設維持政策<sup>(10)</sup>と結びつけられていたからであり、そして植民地米の移入は不足を補う分はよいとしても、それを上回る移入は米価の急激な低下をもたらして農家経済を圧迫し、社会不安を来たすと考えられたからである。

#### (4) 第一期計画と更新計画

「第一期計画」立案時の原内閣は食糧、米価問題をきわめて重要視していたが、それを国内での開墾事業による食糧増産によって解決しようとし、朝鮮産米増殖計画に対しては明確な方針を打ち出さず、副次的な位置づけしか与えていなかった。それはこの時期の小作争議の激化に対応して、国内での食糧増産が自作農創設維持政策と結び付けられていたからであり、国内での供給不足を補う上で植民地米の移入に必要ではあったが、大規模な産米増殖による朝鮮米の大量の流入は収穫期、出廻期が日本と同じであるだけに、農家経済を圧迫し、さらには動揺しつつあった地主制に大打撃を与えかねないと考えたからである。その意味で第一期計画は朝鮮総督府の利害から、植民地官僚の主導によって立案された性格が強かった。

ところが、日本政府は「更新計画」に対しては、積極的に推進しようとする態度を示す。これは、原内閣が食糧、米価問題の根本的解決策として位置づけていた国内の開墾事業が1920年代前半以降予定していた程には進展せず、そのため食糧を海外に依存せざるをえなくなってきたのであるが、外国米の輸入は当時の日本資本主義社会が抱えていた国際収支をいっそう悪化させるものであり、日本政府は食糧供給の増大と外国米輸入の抑制という二つの課題を同時に解決しなければならなかったことによっている。

第一期計画では「(1)朝鮮内ニオケル需要ノ増加ニ備ヘ、(2)農家経済延テハ半島経済ノ向上ヲ図リ、(3)併セテ帝国食糧問題ノ解決ニ資スル」<sup>(11)</sup>という三つの目的が掲げられていたが、更新計画では、(1)帝国食糧問題の解決に資すること、(2)国際貸借の決済上至重の影響を持つ外来の輸入防止を画すること、(3)朝鮮内の食糧需要増大に備えること、(4)農家経済の向上ならびに農民生活の安定を期し、朝鮮全体の経済力の伸張をはかること、ということが目的とされ、ここには国際収支対策としての外国米輸入の抑制という目的が付加され、しかも帝国食糧問題の解決という目的が前面に押し出されてきている。

このように更新計画が第一期計画に対比して積極的な内容をもっていたのは、単に第一

期計画が不調に終わったからだけではなく、日本が食糧、米価問題の解決を主に植民地に求めざるをえなくなった結果である。更新計画はまさに日本政府と朝鮮総督府との利害が完全に一体となって強力に推進されたといえる。

## 2. 産米増殖計画の内容と成果

### (1) 産米増殖計画の内容

朝鮮の気候は米作にとって格好の条件を備えているにもかかわらず、当時の朝鮮における米穀の反当たり収穫量は日本の約半分にすぎないという状態であった。その原因は農機具の技術的水準が低位であったこと、耕種耕作法<sup>(12)</sup>が不備であったことにもよるが、その最大のものは灌漑設備を有する水田が少なく、大部分が降雨に依存する水田であったためである。このような水田が多いため、灌漑水の不足という弱点を抱え込むと同時に、品種改良、肥料の増施などの農事改良も、生産力の引き上げにはそれほどの効果をもたらさなかったのである。それゆえ産米増殖計画では、従来の優良品種の普及、自給肥料の増施、その他の耕種法の改善だけにとどまらず、大規模な灌漑改善などの土地改良を手段とする産米増殖を前面に掲げざるをえなかった。

当時の朝鮮における土地改良事業費は、表2に示されているように、開墾・干拓で一反当たり66円、地目変換44円、灌漑改善で大地区33円、小地区39円となっており、日本の17%から40%にすぎない。これは、事業費の大部分を占める土地買収費や労賃が極めて安かったためである。このため朝鮮総督府は日本国内におけるよりも朝鮮における産米増殖のほうがはるかに有利であるということを主張することによって、産米増殖計画を遂行しようとしたのであった。

第一期計画では事業の中心機関として特殊会社を設立しようとした。この特殊会社の事務は、(1)土地改良事業の請負、(2)その事業と併行することが有利な開墾・干拓事業及びその土地の経営・分配その他となっており、一般企業者のために技術や資金の調達、斡旋を行うと共に、この特殊会社の自己経営によって開墾または干拓した土地は自作農創設に利用することとされた。なお、特殊会社による事業資金は会社自ら調達するものとしたが、特殊会社以外の企業による工事資金4500万円、金肥購入資金3000万円は政府斡旋資金として東洋拓殖株式会社および朝鮮殖産銀行を通じて融資するという方針であった<sup>(13)</sup>。

こうした土地改良事業計画に対して、朝鮮総督府では独立の主務課を設置する必要から、1920年、従来総督府官房土木部の所管となっていた農業水利に関する事務を殖産局で統轄し、さらに同年11月土地改良課を新設して、専ら土地改良事業計画の遂行にあたらせた。また耕種法改善については、1922年に五カ年の「第一期水稻種子更新計画」を立てて、すでに優良品種が普及している水田100万町歩の種子の更新を目的として採種水田設置に対する補助金を交付すると共に、地方農業技術員の配置を行っている。

このように第一期計画では、農事改良および水利組合の設置、土地改良事業の推進とに

よって、約 900 万石の増収をはかり、そのうち約 460 万石を輸移出しようとしたのであった。しかしながら表 3 に示したように、1920 年から 25 年までの 6 年間の実績は、所要工事費および補助金では計画を上回っているのであるが、土地改良事業では事業着手予定面積 16 万 5000 町歩に対して 9 万 7500 町歩(達成率 59%)、竣工予定面積 12 万 3100 町歩に対して 7 万 6040 町歩(達成率 62%)にすぎず、十分な成果をあげることはできなかった。

第一期計画では植民地地主制に規定された土地所有収益の高位性と特殊会社の未設置、相次ぐ経済恐慌、物価騰貴に伴う工事費の増大、政府斡旋資金の絶対額の少なさ、市中金利の上昇、朝鮮財政の負担圧迫等により産米増殖計画の手直しをはからざるをえなくなったのである。

第一期計画の欠陥を克服するために、1926 年に産米増殖計画が更新され、第 51 帝国議会の可決を経て更新計画が実施されることになった。この更新計画は第一期計画と対比して次のような特徴がある。第一に、企業者の負担を大幅に軽減するために、巨額で低利の資金を政府が斡旋したこと、第二に、1926 年に土地改良施行地域の測量・設計・資金の斡旋調達・工事監督・事業維持管理等の代行を行う事業の代行機関を設置したこと、第三に、これまでの日本人地主重視から大幅に朝鮮人地主をも巻き込んだ形で事業を遂行しようとする方向に転換したこと、第四に、農事改良については、自給肥料の増施・優良品種の普及・その他の耕種法の改善を行うことは第一期計画とほぼ同じであるが、更新計画で特徴的なことは、政府が東洋拓殖銀行・朝鮮殖産銀行および金融組合を通じて 14 ヶ年で総額 4000 万円の資金を斡旋し、しかもその 8 割を金肥、特に無機質肥料の購入にあて、これをすべて、灌漑設備を有する水田に施肥することにしたことである。

こうして計画完成の暁には、農事改良と 35 万町歩の土地改良とによって約 822 万石の増収を見込んだのであった。しかも表 4 によれば 1939 年における朝鮮内での米消費増が約 278 万石となっており、第一期計画の 440 万石から大幅に減少している。これは朝鮮人(日本人を除く在朝外国人を含む)一人当たりの米消費量が 19 年の 0.716 石から 26 年の 0.516 石へと減少し、朝鮮内での深刻な食糧問題を惹起していたにもかかわらず、その消費増を 2 年ごとに一升というふうに第一期計画の半分におさえた結果である。すなわち朝鮮内での米消費量を低くおさえることによって、500 万石以上の移出量を見込み、従来の移出高とを併せて年間 1000 万以上を移出しようとしたのであった。

以上のように、更新計画が第一期計画と対比して積極的な内容をもっているのは、単に第一期計画が不調に終わったからではなく、当時の日本が食糧・米価問題や国際収支問題の解決のために朝鮮米の大量の移入を不可欠とし、そのために朝鮮で土地改良事業を強力に推進しなければならなかった。

## (2) 産米増殖計画の成果

更新計画における土地改良・農事改良事業の達成率は表 5 のとおりである。表によれば土地改良事業の着手面積は 1926～29 年累計で計画を上回る実績をあげるのであるが 30 年

以降の達成率は極端に減少する。この原因の一つは、昭和恐慌期の大豊作と米価低落によって、水利組合の経営が悪化したことにあるが、さらにより重要な要因として昭和恐慌によって、日本で産米増殖計画中止の議論が起こり、土地改良事業のための、政府斡旋資金の供給実績が急激に低下していったことがあげられる。

このように更新計画は昭和恐慌のために計画の途中で挫折を余儀なくされるのであるが米穀生産技術上の側面での産米増殖計画のもつ意義は決して小さくはなかった。それは第一に灌漑設備を有する水田が次第に増大したことである。表6によれば、1918年の灌漑面積は約3.7万町歩にすぎなかったのであるが、それが更新計画実施前までに9.4万町歩、さらに31年には25.4万町歩へと増大し、とりわけ更新計画期における増加は著しい。

第二に、肥料、とりわけ金肥の施用の増加である。灌漑設備水田が次第に増大したことによって肥料の効率も確実なものとなり、さらに優良品種の急速な普及<sup>(14)</sup>によって耕地の地力が消耗したために肥料の増施が必要となった。

第三に、栽培法の改善である。苗仕立法の改良・水稻正条植の普及・深耕の奨励等が行われ、また適期刈り取り・乾燥調整の改良も進展した。

以上のように、土地改良・農事改良事業を手段とする産米増殖計画は、一方では量的側面・質的側面・価格水準の安定化の側面という三つの側面からみて、その究極的目的である低賃金維持のための「帝国食糧問題ノ解決」を確実に果たしていくと同時に、外国米の輸入を防ぐことによって、当時の、日本の国際収支の悪化を防ぎ、また他方で、1910年代にすでに確立していた朝鮮の対日本米穀モノカルチャ貿易構造を一層強めることになったのである。

### (3) 産米増殖計画の問題点

最後に、この産米増殖計画の中で生じた問題について記す。第一に朝鮮農民の深刻な食糧不足・経済的破壊を引き起こしたことである。1910年代から30年代にかけて、日本人一人あたりの米消費量は恒常的に年1.1石内外であるが、朝鮮人一人あたりの米消費量は12年0.77石から32年0.40石へと激減する。これは朝鮮の農民自身による米の積極的な商品化の結果ではない。農民の所得米は高率小作料・高利貸の介在によってわずかしくなく、しかも租税負担等のために、そのわずかな物を唯一の換金作物として、出廻りに庭先で売らざるを得なかったことによってもたらされたのである。朝鮮総督府は30年代に入って、農民の食糧自給・経済的向上をはかるために、「畑作改良増殖計画」(31年)、「農村振興運動」(32年)を打ち立て、また「朝鮮農地令」(34年)を發布するなど、これまでの地主的農政から「農民的農政」へのある程度の転換を行おうとするのであるが、これらによって農民の食糧問題の解決や「農家経済更生」の達成は、資本・技術の不足、経営規模の零細性、植民地地主制の強固な存在のもとでは不可能であった。さらに植民地地主制も1930年代以降の日本政府の度重なる対朝鮮米移入政策の変更や米価の低落によって深刻な経済的打撃を受けるようになる。第二は、朝鮮米の移入は日本の食糧・米価問題や国際収支対策に役立ったが、昭



和恐慌期以後、同じ収穫期・出廻期で、しかも同質の朝鮮米が大量に流入したことによって、出廻期の米価低落に拍車をかけ、日本の地主制や農業を圧迫するようになったことである。そのため、これ以降朝鮮米の移入統制が日本政府の緊急の課題となってくるのである。

## おわりに

産米増殖計画は、輸移出、とりわけ移出のための植民地開発を行うという 1910 年代の農業政策を前提として、その限界を打破するために立案されたが、朝鮮総督府にその実施を踏み切らせる直接の契機となったのが、10 年代末に宗主国日本および植民地朝鮮で相次いで勃発した米騒動、三・一独立運動であった。朝鮮総督府はこの計画を一面では日本の食糧・米価問題の根本的な解決策として位置づけたとしても、それ以上に何よりもこの時期に直面していた日本の植民地支配体制の危機への対応策 = 植民地統治政策として位置づけたのである。すなわち、朝鮮総督府はこの計画を通じて将来における朝鮮の食糧不足・米価騰貴に対処するとともに、植民地支配のための社会的支柱としての朝鮮の地主層を経済的に日本と結びつけ、彼らを取り込むことによって植民地支配体制を維持しようとしたのである。第一期計画では、産米増殖計画に対して明確な方針を打ち出さず、副次的な位置づけしか与えていなかったのに対して更新計画では積極的に事業が進められていった。このように更新計画が第一期計画と対比して積極的内容をもっていたのは、単に第一期計画が不調に終わったからだけではなく、日本が食糧・米価問題の解決を主に植民地に求めざるをえなくなった結果である。

このような性格を持った産米増殖計画は朝鮮の農業のみならず、朝鮮全体の政治・経済・社会や日本に与えた影響は大きい。今回は第一次世界大戦が始まる前の産米増殖計画について論じたが、その展開過程の中で、日本の朝鮮植民地支配の矛盾を深化・拡大させることになり、30 年代に入って日本政府・朝鮮総督府は新たな対応に迫られるのである。だがそれは、日本および朝鮮の農業問題の根本的解決を目指すというものではなく、日本が時局打開のために引き起こした「満州事変」を契機に打ち出す、「大東亜共栄圏」構想の構築のもとでの対応であった。

## 注

- (1) 嗣後、大朝鮮国君主と大亜米利加合衆国大統領及、その人民は各々永遠に和平友好を守るが若しも他国が不公輕侮することがある場合には必須相助して充分調処することによってその友誼を表示する。
- (2) 「私は、日本が韓国を手にするのを見たい。日本はロシアに対する牽制になるだろうし、いままでの行動からそれに値するものだ。」
- (3) 朝鮮は日本の承諾なしには、如何なる外国とも承約をできない。朝鮮において日本軍隊でもって保護権を確立することは、現在の露日戦争の論理的結果である、といった内容

である。

- (4)朝鮮総督府殖産局編『朝鮮の農業』、1929年版、1ページ。
- (5)同上、2ページ。
- (6)朝鮮総督府財政を具体的にみても、歳入合計は1919年度の一億2580万円から第一期計画が実施される20年度には一億4634万円へと増大しているとはいえ、それは日本政府からの補充金(前年度の0円から1000万円へ)公債金(前年度の1444万円から2236万円へ)、一時借入金(500万円)等の臨時収入の増大によるものであり経常部収支は7395万円から7134万円へとかえって減少し、しかも歳出面では警務費が511万円から1727万円へと急増しているのであって、20年度における朝鮮総督府財政は二度の土地改良事業の官営案が立てられた頃とそれほど大差ない状況であり、したがって、計画の遂行に必要とされる膨大な経費を長期間にわたってまかなうには依然として財政基盤が弱小であったからである。
- (7)米価率 = 米価指数 / 一般物価指数
- (8)開墾助成法は第41帝国議会(1918年12月~19年3月)にその案が提出され、その修正案が可決され実施されることになった。その内容は15年間で25万町歩の開墾を行い500万石の増収をはかる、政府は開墾事業推進のために6%の助成金を補助金として返済不用とする、開墾事業規模は5町歩以上とする、この法は内地に限り、北海道や植民地には適用しない。
- (9)原は第41帝国議会で「帝国開墾株式会社」設立法案を提出したが可決されなかった。そのため原は、政府の補助金によらない全くの開墾請負的性格をもつ会社を財閥資本の協力を得て1920年9月「中央開墾株式会社」という名称の開墾会社が設立された。
- (10) 日本における自作農創設維持政策は本格的には1920年代中葉になってから開始される。
- (11) 朝鮮総督府編『朝鮮産米増殖計画要領』、1922年5ページ。
- (12) 肥料施用量・苗代の方法、害虫駆除予防、刈取時期乾燥調整法など
- (13) 西村保吉『朝鮮産米増殖計画の梗概』、1920年10月3ページ。
- (14) 日本人の嗜好に適するために日本の優良品種を急速に普及した。

## 参考文献

- 1) 河合和男『朝鮮における産米増殖計画』未来社、1986年
- 2) 安 『朝鮮社会の構造と日本帝国主義』龍溪書院、1977年
- 3) 沈晩 『韓国経済入門』東洋経済新報社、1979年
- 4) 中村弁次郎『日本米価変動史』、1933年